

就職援助計画対象者は減少した。しかし、法定義務として提出された再就職援助計画は、平成16年度において679件、法定義務以外の任意提出分が1,020件となっており、全体で63,200人の離職を前もって把握しているところである。これらの計画対象労働者に対して、再就職援助計画を作成した事業主が、計画に基づいた再就職支援を行っている。また、公共職業安定所においては、事業主の支援策に対して必要な指導を行うとともに、主体的に支援策を実施するなどの対応を行っており、離職予定のある在職者の計画的な再就職支援に役立っていることから、有効に機能している。

実績目標2について

求職活動等支援給付金については、景気の回復を反映し、再就職援助計画対象労働者が減少したこと等が背景にはあるものの、平成16年度の実績は平成15年度の実績の5割程度と低くなってしまっており、予算の執行率の観点からも活用が十分とは言えない。また、平成16年4月1日から再就職相談室の設置や求人開拓員・再就職相談員の配置に係る費用についても新たに助成対象としたところであるが、実績は低调である。しかしながら、本給付金の支給対象労働者の離職後3か月未満での就職率については、平成14年度及び平成15年度ともに3割程度となっており、本給付金の支援を受けた者に対しては、有効に活用されたといえる。

再就職支援給付金については、平成14年12月に助成対象を離職後7日以内から3か月以内に緩和して以来、着実に実績が増加しており、平成16年度実績についても、平成15年度実績から約4割増加しており、また、本給付金の支給を受けた事業所のうち、再就職支援会社に支援を委託しなくても当該給付金の支給対象労働者の再就職は難しくなかったとする事業所の割合についても2割以下となっていることから、有効に機能していると考えられる。

定着講習支援給付金については、支給対象労働者の雇入れ後1年経過時における定着率が9割以上となっており、本給付金の支援を受けた者に対しては、有効に活用されたと言える。しかしながら、景気の回復を反映し、再就職援助計画対象労働者が減少したことにより、平成16年度の実績は平成15年度の実績の7割弱程度となっており、予算の執行率の観点からも活用が十分とは言えない。また、中小企業のより実態にあった取組に対して支援するべく、平成16年4月1日から定着講習の期間の下限を2週間から1週間としたところであるが、本給付金の支給申請が対象労働者の雇入れ日の翌日から起算して6か月を経過した日から2か月以内であり、この見直しに係る実績は平成16年11月以降からとなっているが、徐々に実績が上がってきています、今後の実績を注視していく。

労働移動支援体制整備奨励金については、実績もなく、また、事業主団体等に再就職援助に関する体制整備を求めることが現実にそぐわない面も否定できず、政策手段として有効に機能していないと考えられるため、平成15年度末に廃止した。

なお、労働移動支援助成金の活用が十分ではないことに鑑み、本助成金について所要の見直しを行い、より再就職援助計画対象者等の円滑な労働移動に資するものにすることとする。

実績目標3について

出向移籍の成立率は40%と、平成16年度の目標値である35%を上回る実績を

上、円滑な労働移動の促進に寄与しており、有効に機能している。

実績目標4について

平成14年1月からインターネットによる公共職業安定機関の求人情報提供の対象地域を拡大して、全国の公共職業安定所の取り扱い求人がハローワークインターネットサービスにおいて閲覧できるようになり、さらに平成15年1月から求人事業主の意向を踏まえ求人企業名等の提供を行うなど、情報提供機能が格段に充実された。

情報提供機能の充実に伴って平成16年度には、アクセス件数が約67,000,000件と着実に増加を続けており、広く活用されていることから、ハローワークインターネットサービスによる情報提供は有効に機能していると評価できる。また、ネット上の応募者数は減少しているが、これは平成15年8月以降、ハローワークインターネットサービスの機能を追加し、求人に応募する際に、応募の意思を確認するための応募確認画面を表示したことにより、誤りによる応募等がなくなったためと考えられる。

実績目標5について

しごと情報ネットの参加機関数（平成17年3月31日現在5,109機関（対前年同期比約12.7%増））及び求人情報件数（平成17年3月31日現在約81万件（対前年同期比約27.9%増））がともに増加し、また、しごと情報ネットへの1日当たりのアクセス件数（平成16年度99.7万件（対前年度比約15.3%増））も増加していることから、しごと情報ネットの運営により、求人情報等へのアクセスの円滑化が有効に図られていると考えられる。

政策手段の効率性の評価

実績目標1について

再就職援助計画の義務付け等の措置及び公共職業安定所長の計画認定による助成金の支給により、公共職業安定所は、事業主による離職予定者の再就職支援のメニューをあらかじめ把握することができることから、は当該メニューに沿った適切な支援を行えるようになっており、効率的であると考えられる。

実績目標2について

再就職援助計画及び求職活動支援基本計画書の提出窓口において、労働移動支援助成金の支給申請も受け付けていることから、効率的な事業運営がなされていると言える。平成16年4月から、早期再就職援助に取り組む企業への支援の拡充や、中小企業を対象としたより実態に合った支援の拡充等を行うとともに、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づく在職者求職活動支援助成金と統合したことから、より効率的な事業運営がなされていると言える。

実績目標3について

産業界の相互協力の下で、労働力の産業間、企業間移動の円滑化に寄与するために設立された（財）産業雇用安定センターにおいて実施されており、それぞれの産業における出向・移籍のニーズに関する情報が集約できることから、効率的に出向・移籍を成立させることができるものと考える。

実績目標4について

ハローワークインターネットサービスを利用することは、情報システムの集中的な運用によって情報提供に係るコストの効率化を図るとともに、公共職業安定機関を直接利用する者以外に対しても、全国の公共職業安定機関の有する豊富な求人情報等を広く効率的に提供するものと評価できる。

実績目標5について

しごと情報ネットは、インターネットの利用により、一か所のシステム整備コスト及び運用コストをもって、全国の多数の求職者が、官民の参加機関の有する豊富な求人情報等を一覧し、希望に合致する求人情報等を検索することを可能とするものであり、求人情報等へのアクセスの円滑化を効率的に進めるものであると考えられる。

総合的な評価

平成16年度に実施された各施策については、おおむね円滑な労働移動の促進に一定の役割を果たしており、施策目標の達成に向けて進展があったと考えられる。

労働移動支援助成金については、再就職援助計画対象労働者が減少しているものの、再就職支援給付金を除き、有効に機能しているとは言えないことから、本助成金については、労働移動支援のニーズを把握しつつ、より一層活用が図られる実効ある制度となるよう、支援内容の充実強化を図るべく見直しを行うとともに、適正な予算要求額とする。

しごと情報ネットについては、参加機関数及び求人情報件数とともに増加し、また、1日当たりのアクセス件数も増加していることにかんがみると、平成16年度においては、しごと情報ネットにより求人情報等へのアクセスの円滑化が図られたと判断でき、円滑な労働移動を促進し、雇用の安定を図るという施策目標の達成に向けて進展があったと考えられる。

評価結果分類	分析分類
②	②

3. 特記事項

①学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

「経済・産業構造の転換の中で、(略)失業を経ることなく労働移動が行われることを通じて、労働市場全体で雇用の安定を図ることが一層重要となる。このため、雇用安定事業の給付金については、(略)良好な雇用機会の創出や失業なき労働移動に対する支援により重点をおいて体系化していくことが必要である」(平成12年9月1日「中央職業安定審議会専門調査委員雇用安定等事業部会報告書」)。

②各種政府決定との関係及び遵守状況

- i 再就職援助計画の対象者について、「民間の就職支援会社を活用して再就職支援を行う事業主への助成など再就職援助計画制度の一層の活用」を図る。(「総合雇用対策」平成13年9月20日産業構造改革・雇用対策本部決定)
- ii 新たに民間の就職支援会社(アウトプレースメント会社)を活用して従業員に再就職支援を行う事業主に対して助成を行う。(「改革先行プログラム」平成13

年10月26日経済対策閣僚会議決定)

- iii 『官民連携した雇用情報システム運営協議会』における合意を基に、公共職業安定所と民間職業紹介事業者等の連携による求人・求職情報の一元化と円滑な利用を図る総合情報ネットワークの運用を、平成13年度から確実に開始する。(規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日)閣議決定)
- iv 厚生労働省は、平成14年度から、「働くコール」事業(全国の就職支援機関についての情報を提供する電話サービス)への支援、「ハローワーク・インターネットサービス」への求人企業名の掲載等を通じて就労等に関する多面的情報提供を充実する。(「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」平成14年6月25日閣議決定)
- v 「ハローワークの求人について、インターネットによる求人企業名の公開を行う。」また、「労働移動支援助成金等の支給要件の緩和、雇用調整助成金の適用特例措置を実施する。」(「改革加速のための総合対応策」平成14年10月30日経済財政諮問会議答申)
- vi 「ハローワークインターネットサービスの求人企業名の公開」(「改革加速プログラム」(平成14年12月12日)経済対策閣僚会議決定)
- vii 「労働移動支援助成金の見直し」により、「早期再就職・労働移動支援策の充実を図る」(「雇用保険制度の見直しについて」平成14年12月18日労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会報告書)
- viii 「官民連携した雇用情報システム(しごと情報ネット)の充実」(「e-Japan 重点計画2004」平成16年6月15日IT戦略本部)
- ix 「雇用維持支援・雇入れ支援から、労働移動支援・ミスマッチの解消」へ「重点化する」(「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」平成15年6月27日閣議決定)
- x 「雇用安定事業関連の助成金については、①雇用維持支援から労働移動支援へ、②雇入助成からミスマッチ解消へ、③生活支援から早期再就職へという観点に重点を置いた見直しを行うべきである。「規制改革の推進に関する第3次答申」平成15年12月22日総合規制改革会議)
- x i 「雇用維持支援・雇入れ助成から労働移動支援・ミスマッチの解決等」へ「重点化する」(「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」平成16年6月4日閣議決定)

(3)総務省による行政評価・監視等の状況

なし

(4)国会による決議等の状況(警告決議、付帯決議等)

「経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律案に対する附帯決議」(平成13年3月30日衆議院厚生労働委員会、平成13年4月12日参議院厚生労働委員会)において「事業主による再就職の援助を促進するための措置については、安易な解雇を促進することのないよう十分に周知するなど適切な運用が図られるようにすること」とされている。

「雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」(平成15年4月15日衆議院厚生労働委員会)において「雇用保険三事業の各種給付金等について、

政策評価を適切に行い、今後とも必要な見直しを行うよう努めるとともに、中小企業の利用に配慮しつつ、不正受給の防止に万全を期すこと」とされている。

「雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」(平成15年4月24日参議院厚生労働委員会)において「雇用保険三事業の各種給付金等については、政策評価を適切に行い、真に失業予防や再就職の促進に有用であると認められるものを実施するよう、不斷の見直しを行うとともに、中小企業の利用促進に配慮しつつ、不正受給の防止にも万全を期すこと」とされている。

⑤会計検査院による指摘

なし